

鴨川市宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

#### 鴨川市規則第24号

鴨川市宿日直手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

鴨川市宿日直手当の支給に関する規則（平成17年鴨川市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「4,400円」を「4,700円」に、「6,600円」を「7,050円」に改め、同号ただし書中「2,200円」を「2,350円」に改め、同条第2号中「2万2,000円」を「2万2,500円」に、「3万3,000円」を「3万3,750円」に改め、同号ただし書中「1万1,000円」を「1万1,250円」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。